2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)のために使用される 展示物品等の税関における取扱いについて

第1章 一般的事項

1 全体の構想

国際博覧会の会場は、これまで関税目的上特別の保税地域としており、今回の博覧会においても同様の位置づけとなる場合、博覧会のために使用される建設用機械・器具、建設資材、展示品、展示用具その他の物品で、参加者が外国から博覧会の会場内に持ち込む物品(以下「展示物品等」という。)は、他の法令の規定により会場に入れることができないものを除き、すべて税関長に申告し、承認を受けることによって、関税、内国消費税(消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。以下同じ。)及び地方消費税を課されることなく会場に持ち込むことができる。これらの展示物品等は、税関の一般的な監督の下に、会場で展示、蔵置、使用等(以下「展示等」という。)をすることができ、また、特別の必要がある場合には、税関の許可を受けて、会場外で使用することもできる。

(詳細は、以下の URL をご確認ください)

 $\frac{https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/2022tsutatsu/2022tsutatsu499/R4t499_honbun.pdf}{un.pdf}$